

平成 29 年 3 月 15 日

## 「訪日誘客支援空港」公募要領

国土交通省航空局航空戦略課

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月)において、訪日外国人旅行者数 2020 年に 4,000 万人とする等の新たな目標が定められ、その実現に向けては、訪日外国人を大都市圏のみならず、地方へ誘客することが大変重要とされています。

このため、国土交通省では、地方空港へのLCC等の国際線の就航を強力に推進するため、高いレベルの誘客・就航促進の取組を行う地方空港を「訪日誘客支援空港」と認定した上で、国管理、地方管理空港等における着陸料の割引／補助、グランドハンドリング経費等の支援を行い、新規就航・増便を促進することとしています。

また、増大する航空旅客を受け入れる際のボトルネック解消のため、CIQ施設の整備やボーディングブリッジの設置等への支援により受入環境の高度化を促します。

つきましては、空港を核とした地元自治体等による訪日誘客の取組を国が総合的に支援する「訪日誘客支援空港」の公募を行うことといたしましたので、次のとおりお知らせします。

なお、「訪日誘客支援空港」の認定は、認定をもって予算措置等の支援の実施が決定するものではありません。また、今後、国会における予算等審議の動向を踏まえ、内容の変更がありうることにご注意ください。

■募集期間:平成 29 年 3 月 15 日(水)～4 月 21 日(金)

■募集締切日:平成 29 年 4 月 21 日(金)18:15 必着

### ■応募書類

(1)、(2)の書類を、下記に示す提出先まで提出してください。なお、書類は郵送(又は持込み)及び電子メールによる提出となります。指定する用紙サイズで印刷のうえ郵送し、合わせて指定するファイル形式に沿ったもので電子メールにより提出してください。また、指定のサイズ、ファイル形式で提出できない場合は、提出先までお申し出ください。

(1)様式0～8

(郵送等提出はA4サイズで 20 部。電子メールによる提出のデータ形式は MS-excel 形式)

(2)参考資料がある場合はその資料

(郵送等提出はA4サイズで 20 部。電子メールによる提出のデータ形式は PDF、MS-Word、MS-PowerPoint)

※提出された(1)、(2)の応募書類は公表される場合があります。航空会社との交渉状況など公表に支障のある部分については、該当部分に「対外秘」と明記してください。

■応募書類提出先、応募内容の相談・問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
 国土交通省航空局航空戦略課 訪日誘客支援空港担当  
 (平成 29 年 4 月 1 日以降の提出・問合せ等は航空局総務課政策調査室へ)  
 TEL: 03-5253-8695  
 E-mail: [hgt-honichishien@ml.mlit.go.jp](mailto:hgt-honichishien@ml.mlit.go.jp)

公募にあたっての詳細は以下をご確認ください。

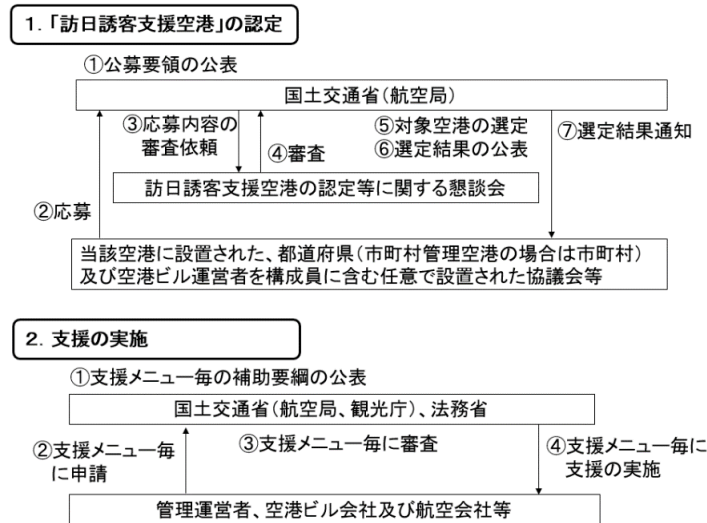
## 1. 「訪日誘客支援空港」制度の概要

### (1) スケジュール(予定)

年次	内容
(平成 28 年度) 平成 29 年度	平成 29 年 2 月 27 日: 有識者懇談会の開催 (公募要領の策定、応募書類審査等) 申請書の公募 ↓ ↓ 「訪日誘客支援空港」の公表(H29 年 6 月まで) ↓ 支援メニュー毎の申請受付開始 ↓ 支援の決定・実施 ↓ 年度末 「訪日誘客支援空港」の目標・計画の進捗報告
平成 30 年度	支援メニュー毎の申請受付開始 ↓ 支援の決定・実施 ↓ 年度末 「訪日誘客支援空港」の目標・計画の進捗報告
平成 31 年度	支援メニュー毎の申請・受付開始 ↓ 支援の決定・実施 ↓ 年度末 「訪日誘客支援空港」の目標・計画の進捗報告
平成 32 年度	支援メニュー毎の申請・受付開始 ↓ 支援の決定・実施 ↓ 年度末 「訪日誘客支援空港」の目標・計画の進捗報告

## (2) 認定及び支援の流れ

本制度における認定等の流れは以下のとおりです。



## (3) 支援メニュー(例)

「訪日誘客支援空港」に認定されると、空港の国際線新規就航・増便の支援や受入環境整備等の取組について、平成 29 年度予算の成立を前提として以下の支援措置の申請が可能になります。

※「訪日誘客支援空港」の認定をもって、各支援措置の実施が決定するものではありません。各支援措置の実施には、別途、支援措置ごとに定める手続き・要件を満たす必要があります。

### <航空会社への支援>

※新規就航・増便に限る。

※地域による同規模・同期間の支援と協調

- ① 国管理空港の国際線着陸料割引[割引率 1/2 以上・最長3年間]
- ② 新規就航等経費支援[1/3 補助・最長3年間]
  - ・チェックインカウンター設置・使用料等
  - ・グランドハンドリング、デアISING経費等
- ③ コンセッション/地方管理空港の国際線着陸料補助[着陸料本則の 1/3 補助・最長3年間]

### <空港ビル会社等への支援>

- ① 航空旅客の受入環境高度化
  - ・空港ビル会社等による出入国容量拡大等に資する施設の整備(待合スペース、バゲージハンドリングシステム、ボーディングブリッジ、ランプバス、交通アクセス施設等)[1/3 補助]
- ② CIQ施設の整備
  - ・空港ビル会社等によるCIQ施設の整備[1/2 補助]

## <他部局、他省庁との連携>

- ① 訪日外国人の受入対応
  - ・Wi-Fi 環境整備、多言語化、移動円滑化の経費[1/3 補助]
- ② 海外PR等支援
  - ・JNTO(日本政府観光局)によるエアポートセールス相談、専門商談会等への優先案内、海外におけるPR支援
- ③ CIQ体制の充実
  - ・CIQ関係省庁の物的・人的体制整備との協調

## 2. 「訪日誘客支援空港」の公募内容

### (1) 対象

「訪日誘客支援空港」は、空港ごとに認定します。

応募は当該空港に設置された、都道府県(市町村管理空港の場合は市町村)及び空港ビル運営者を構成員に含む任意で設置された協議会等が行うものとします。

※なお、各支援措置の実施は各支援措置の補助金交付要綱等に基づいて実施されるものであり、「支援空港」への認定をもって支援措置の実施が決定するものではないことにご留意ください。

### (2) 対象空港の要件

羽田、成田、関西、中部、福岡、新千歳を除く空港(国管理、地方管理、コンセッションを問わない。)

### (3) 認定件数

概ね 15 空港程度を認定します。

(※1ブロック2空港程度。バンドリング予定の空港はまとめて1空港とカウント)

### (4) 認定方法

「訪日誘客支援空港」の認定にあたっては、「訪日誘客支援空港の認定等に関する懇談会」(以下、「懇談会」という。)による評価等を踏まえ、国土交通省において決定することとしています。なお、募集期間締め切り後、必要に応じて応募者に対しヒアリングを実施する場合があります。

### (5) 認定基準

別表のとおり

### (6) 認定結果の決定及び通知について

認定結果については、「訪日誘客支援空港」の決定後速やかに国土交通省航空局のホームページ等で公表するとともに、認定された応募者に対して通知します。

(7) 応募書の作成及び記載上の留意事項

応募書類は、以下の留意事項に基づき、添付様式を用いて作成するものとします。添付様式は、様式が複数枚になっても構いませんが、要点を簡潔に記載してください。また、補足説明資料(様式は任意)の添付は可能ですが、どの事項の補足説明かわかるよう明確に記載してください。

記載事項	内容に関する留意事項	様式
1. 応募者についての情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募する空港名を「〇〇空港」と明記してください。</li> <li>・応募の代表者について、応募者名、担当者名、電話・FAX番号、メールアドレスを明記してください。</li> <li>※複数の主体の連名により応募する場合は、必ず代表組織1者を決定のうえ、当該組織の代表者とともに記載ください。</li> <li>※連絡先は、応募内容の全体を把握し、問合せ等の際、回答が可能な担当者としてください。</li> </ul>	様式0-① (表紙)
2. 計画の概要 (総括表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「訪日誘客支援空港」の認定を受けようとする空港の計画の要旨を記載してください。</li> <li>※金額は千円単位で記載してください。</li> </ul>	様式0-②
3. 目標 (総括表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内線利用者数、国内定期便数(週)について、平成 25 年度から平成 28 年度までの実績と増加率、平成 32 年度の目標値と増加率を記載してください。</li> <li>・国際線利用者数、訪日外国人旅客数、国際定期便数(週)について、平成 25 年度から平成 28 年度までの実績と増加率、平成 29 年度から平成 32 年度までの目標値と増加率を、市場別及び国際線全体それぞれ記載してください。</li> </ul>	様式1-①,②
4. 市場分析・ 課題特定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線別に、可能な限り定量的に市場分析(日本人・外国人、団体・個人、季節変動等)を記載してください。</li> <li>※分析に際し、アンケートや調査等を行っているか明記してください。</li> <li>※分析を踏まえ、国際線就航促進にあたっての課題を記載してください。</li> <li>※必ず路線別に記載してください(路線毎に 1 枚としても構いません)。</li> <li>※いずれの層(団体・個人、若者・家族層・富裕層等)をターゲットに、いずれの観光資源を訴求するかを明記してください。</li> </ul>	様式1-③,④

	<p>※近隣空港や自空港の就任状況を踏まえて自空港の強みや特徴を分析している場合、考え方を明記してください。</p>	
5. 検証の仕組み	<p>進捗確認や定期的なPDCAサイクルの仕組み等について記載してください。自治体等の取組が新規就航・増便にどのように結びついたか検証し、それを踏まえた改善策をどのように実施するか、具体的に記載してください。</p>	様式1-⑤
6. 交渉の熟度	<p>・様式に従い、航空会社別に週間便数、旅客数、訪日外国人旅客数及び地域の支援額について、これまでの実績、平成28年度の見込み、平成29年度及び平成32年度の目標を記載してください。また、航空会社別に交渉・調整状況の概要を記載してください。</p> <p>※これまでの実績については、いつから運航実績があるかを明記し、年度毎の実績を記載してください。</p> <p>※交渉の相手方(具体的人物名、役職名等)、頻度、内容概略を明記してください。</p> <p>※日本側の交渉体制について、自治体と地元経済界が連携するなどしている場合は、構成がわかるよう記載してください。</p> <p>※交渉で提示した内容を記載してください。</p> <p>※具体的な交渉に係る議事録等を参考資料として添付してください。</p> <p>※新規就航・増便の要請に際し、一定期間の運航継続要請を行っている場合は、具体的な内容とともに記載してください。</p> <p>※金額は千円単位で記載してください。</p>	様式2-①
7. 航空会社への提案内容	<p>・航空会社や旅行会社との交渉体制を記載してください。その際、個々の役割分担を明記してください。</p> <p>・航空会社に示すパッケージ提案(需要予測+支援策等)を記載してください。</p> <p>※具体的な需要予測方法、支援毎の具体的な予定額も明記してください。</p> <p>※需要予測の提案に使用するひな形、具体的な提案例がある場合は概要を記載し、資料を添付してください。</p> <p>※支援の考え方、期間、適当な支援規模、交渉方針、支援方針をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>※市場別に1枚としても構いません。</p>	様式2-②,③

8.航空会社への支援策一覧	<p>・様式に従い、航空会社への支援策毎に、支援額、期間、概要等を記載してください。</p> <p>※金額は千円単位で記載してください。</p>	様式 2-④
9.航空会社の受入体制	<p>・様式に従い、空港ビル等の受入体制についてチェック項目の該当する方に○をつけてください。また、チェック項目で「いいえ」の場合、今後の取組予定を記載してください。</p> <p>・その他、空港ビル関係のサービス提供にかかる新規就航会社の受入体制確立について記載してください。</p> <p>・様式に従い、グランドハンドリングの受入体制について記載し、チェック項目の該当する方に○をつけてください。</p> <p>・その他、グランドハンドリングにかかる新規就航会社の受入体制確立について記載してください。</p>	様式 2-(2)-①,②
10.観光関連の取組 (総括表)	<p>・様式に従い、需要創出や、外国人の不便解消に向けた空港の受入環境整備について記載してください。</p> <p>※金額は千円単位で記載してください。</p>	様式 3
11.需要創出の取組(プロモーション)	<p>・訪日外国人の需要創出に向けて、市場別にプロモーションの取組を記載してください。</p> <p>※分析を踏まえ、どのような層をターゲットに、どのような取組を行うか、具体的に記述してください。</p> <p>※うち、航空便誘致に特化した取組を記載してください。</p> <p>※記述する枠の大きさは市場ごとに異なっても構いません。</p>	様式 3-①
12.需要創出の取組(航空会社・旅行会社との協働体制とアウトバウンド促進)	<p>・航空会社、旅行会社と協働で需要を喚起・創造する取組について記載してください。</p> <p>・その他の需要創出に関する取組について記載してください。</p> <p>※アウトバウンド促進の取組や、他地域と差別化できるような観光の目玉作りの取組などを記載してください。</p>	様式 3-②,③
13.旅客利便の向上	<p>・様式に従い、CIQの待ち時間解消に向けた取組や CIQ官庁との連携体制、外国人の不便解消に向けた空港施設やアクセス等の受入環境整備について記載し、チェック項目については該当する方に○をつけてください。また、チェック項目で「いいえ」の場合、今後の取組予定を記載してください。</p>	様式 3-(2)-①,②
14.地元の連携体制	<p>・地域における行政間の連携(県と市町村間、都道府県庁内の交通部局と観光部局 等)、官民の連携(経済界の巻き込み 等)の体制について記載してください。</p>	様式 4-(1)-①,②

	<p>※できるだけ具体的に、効果を明らかにしつつ連携体制を記載してください。</p> <p>※会議体を設置している場合、これまでの開催の回数や議題等を記載してください。</p>	
15. 広域の連携体制	<p>・広域周遊に向けた連携体制について、協議会等の会議体設置にとどまらず、他空港と連携した具体的なルート策定、旅行商品造成、訪日旅客の流動創出の取組を記載してください。</p> <p>・空港を中心として、どの程度の範囲で地域間・空港間連携を進めるかがわかるよう図示してください。</p> <p>※会議体を設置している場合、これまでの開催の回数、具体的な協議内容を記載してください。また、会議での議事を受けて実際に取り組んだことがあれば明記してください。</p> <p>※複数の空港間で共同で取り組む施策がある場合は明記してください。</p>	<p>様式 4-(2)-①, ②, 7及び8</p>
16. コンセッションに向けた道筋	<p>・コンセッションの実施意向の有無と、それを示す情報を示してください。</p> <p>・コンセッション実施に向けた体制などを示してください。</p>	様式 5
17. 想定する支援措置概要	<p>様式に従い、想定する支援措置について、支援メニューをプルダウンボックスから選択するとともに、支援を受けたい年度に○をつけ、支援額概算と概要を記載してください。</p> <p>※金額は千円単位で記載してください。</p> <p>※なお、本様式への記載をもって、支援措置の交付等申請とはなりません。支援措置の決定にあたっては、別途定める各支援措置ごとの補助金交付要綱等に基づく手続き・要件を満たす必要があります。</p>	様式 6

#### (8) 検証

1. (2)支援スケジュールに示した、目標・計画の達成度、支援の効果を計測し、就航・増便促進や受入環境整備の取組の見直しといったPDCAによる検証を毎年度行うこととします。

※なお、支援の検証の結果、認定を取り消すことがあります。応募書類に記載した訪日誘客等の取組については、特段の事情がない限り、確実に取り組むことが求められます。

#### (9) その他留意事項

本件の募集期間及び選定結果が確定するまでの間において、応募者(予定を含む)が、そ



の手段の如何に関わらず、懇談会委員に接触することを禁じます(選定過程で必要とする場合を除く)。上記に反し、委員に接触したことが判明した場合、当該応募者は応募資格が喪失したものと見なす場合があります。

以上